

真の「女性活躍」のため働き方の転換を求める決議

2015年8月28日「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立した。

同法は「女性の活躍」を謳いながら、とりわけ女性労働者の約6割を占める非正規労働者につき雇用の安定、賃金格差是正をはじめとする労働条件向上そのものに関する有効な手立てを定めていない等、不十分なものであることは否定できない。

もっとも、同法第5条に基づき政府が定めた基本方針には、事業主の取組に必要な視点として、働き方を改革し男女ともに働きやすい職場を目指す、男性の家庭生活への参画を強力に促進するとするなど、女性の活躍を男性の働き方の問題とも捉えている点は注目すべきである。また、女性の活躍を阻害する要因が「性別役割分担意識」や「長時間労働」にあるとし、必須把握項目に「労働時間の状況」を加えたことも評価できる。今後策定される事業主行動計画や「女性の活躍の現状に関する情報」の公表内容・非公表項目などを注視・分析・活用し、女性の活躍が実効的に推進されるよう運動を続けて行くことが肝要である。

2015年9月28日から労働政策審議会雇用均等分科会で育児介護休業法改正に向けた審議が開始した。これに先立ち本年8月7日に発表された「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告書」では、現在の長時間労働などの働き方が変わらないままでは、家庭責任を負う労働者のみが特別な働き方をする形になり、当該労働者のキャリア形成が損なわれるおそれがあることが指摘されている。

家庭生活と職業生活の両立を可能にし、真に女性が活躍できるようにするためには、採用・昇進等の機会の積極的な提供や育児に関する制度の充実といった環境整備は言うまでもなく、何より、安定雇用と法定労働時間の厳守という働き方モデルの大転換が欠かせない。

その一方で、政府は最たる不安定雇用である派遣労働者を激増させることとなる労働者派遣法の改悪を強行し、さらには、長時間労働を助長する方向に労働基準法を改悪しようとさえしている。

当弁護団は、真の「女性活躍」のため本法の活用とともに、働き方の転換を求め、長時間労働を助長する労働基準法改悪に反対する運動を継続していくことをここに決意する。

2015年11月7日

日本労働弁護団 第59回全国総会